

所管部課	教育部 生涯学習課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市体育施設等に関する条例			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>東大和市清原中央公園運動広場の利用開始にあたり、利用区分、利用単位、利用限度、申請受付期間等を定めるとともに、必要な文言整理を行うために、東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の貸切利用の予約の規定に東大和市清原中央公園運動広場を加える。 施設の利用区分と利用単位を定めている別表第1に東大和市清原中央公園運動広場を加える。 施設の利用限度、申請受付期間を定めている別表第2に東大和市清原中央公園運動広場を加える。 <p>市内団体の一般申請及び特別申請については、東大和市立桜が丘市民広場等と同様の利用限度、申請受付期間とする。</p> <p>市内団体以外の団体の一般申請については、同じく東京都の土地を使用している東大和市民体育館と同様の利用限度、申請受付期間とし、特別申請については、東京都内の区市町村が主催、共催又は後援をする体育、スポーツ又はレクリエーションの大会も受け入れることとする。</p> <p>(2) 施行日 令和6年8月9日</p> <p>(3) 影響及び効果 規則等に基づき、円滑な施設の利用供用を図ることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>(1) 総務課審査済み。</p> <p>(2) 令和6年7月26日開催の令和6年第7回東大和市教育委員会定例会において審議済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、必要な事務を進める。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。